

# タイにおける小売役務の保護の現状

Satyapon & Partners Ltd.

Kritsana Mingtongkhum  
(弁護士)



Satyapon & Partners Ltd.は、1995年に設立されたバンコクにある知的財産専門法律事務所である。現在、15名以上の弁護士・弁理士を擁し、知的財産関連法律業務を総合的に取り扱っている。Mingtongkhum氏は、2010年に同事務所に入所以来、商標業務全般を専門に担当しているパートナー弁護士である。

## 概要

タイにおいては、商品に関する商標とは別に、役務に関する「サービスマーク」を登録することが可能である。小売役務は、ニース国際分類第35類に分類されているが、「小売」、「小売役務」または「小売店役務」という記述は極めて曖昧または包括的とみなされるため、注意が必要である。出願人は、小売役務が提供される商品の具体的な種類または分野を明記するよう義務づけられているからである。

## 小売役務に関する商標制度

タイ商標法において、小売役務だけに適用される別個の制度または個別の規定は存在しない。

小売役務は、35類に分類され、小売役務に関連する役務について登録された標章は、「サービスマーク」とみなされる。

## 役務の指定

2000年に改正された1991年タイ商標法（商標法）第9条の規定に従い、「商標登録出願は、1つの区分または異なる区分の所定の商品に関して提出でき

るが、保護を求める商品の具体的な種類を明確に特定しなければならない」。さらに商標法第80条の規定に従い、「商標に関する規定は、サービスマークに準用され、その場合、当該規定における『商品』という言葉は『役務』を意味する」。

第9条の解釈およびタイ商標局の現行実務に基づき、「小売」、「小売役務」または「小売店役務」という記述は極めて曖昧または包括的とみなされる。出願人は、小売役務が提供される商品の具体的な種類または分野を明記しなければならない。

現時点で、タイ商標局により小売役務に関して容認されている役務記述の例としては、以下のものが挙げられる。

1. 化学品の小売役務
2. 化粧品の小売役務
3. 医薬製剤の小売役務
4. 電気機器の小売役務
5. 光学製品の小売役務
6. 自動車の小売役務
7. 宝石類の小売役務
8. 楽器の小売役務
9. 文房具の小売役務
10. 建築材料の小売役務
11. 皮革製品の小売役務
12. 家具の小売役務
13. 衣類の小売役務
14. 履物類の小売役務
15. スポーツ用品の小売役務

商品の具体的な種類または分野を明記する限り、小売役務に関して容認されている役務記述は他にも数多くある。また、現在容認されている役務記述は、商標局によって変更される可能性があるため注意が必要であり、出願人は出願を提出する前に代理人に相談することが望ましい。

「全ての商品の小売役務」という記述は、タイ商標局は役務記述として容認していない。

商標所有者が、小売役務をオンラインで提供する場合、その小売役務が提供される商品の具体的な種類または分野に関するオンライン小売役務として指定することが望ましい。

### 小売役務と商品との類似

先述したように、出願人は、小売役務が提供される商品の具体的な種類または分野を明記しなければならない。小売役務が商品を特定する場合、当該役務はその特定された商品と同じ種類の役務として扱われる。例えば、出願人が35類の「化粧品の小売役務」を指定して出願した場合、審査官は化粧品が属する3類のクロスサーチを行い、35類の「化粧品の小売役務」は3類の化粧品と類似しているとみなされる。一方、3類の化粧品に関して出願された場合、審査官は35類における関連役務のクロスサーチも行う。

商標審判部の審決 No. 482/2557 (2014年) は、35類の「自動車の小売役務」を指定する商標「HERO」が12類の「自動車用タイロッド・エンド」に関して登録されている先行商標「HERO」と混同を生じるほど類似していると認定した。なぜなら、役務と商品が別の区分に属していても、極めて関連性が高いためである。それゆえ、35類の「自動車の小売役務」を指定する商標「HERO」は、登録を受けられなかった。

出願人が多くの種類の商品に関する小売役務を指定している場合であれば、審査官は、各商品が属する全ての区分のクロスサーチを行う。

## 保護の範囲

商標法第44条は、「第27条（共存する商標登録）および第68条（ライセンス）に従うことを条件として、商標権者は当該商標の登録対象である商品に関して、当該商標を排他的に使用する権利を有する」と定めている。

上記の規定に基づき、商標法に基づく排他的権利の範囲は、当該商標の登録対象である商品または役務に限定されている。それゆえ、欧州、米国その他の多くの国とは異なり、タイ商標法に基づく侵害の範囲は、類似の商品または役務には適用されない。

商標が「楽器の小売役務」を指定して登録されており、第三者が同じ役務に関して同一または混同を生じるほど類似の商標を使用する場合、当該商標権者は侵害者を相手取り民事訴訟または刑事訴訟を提起できる。

しかし、当該商標が「ギター」に関して登録されており、第三者が「楽器の小売役務」に関して当該商標を使用する場合、または当該商標が「楽器の小売役務」に関して登録されており、第三者が「ギター」に関して当該商標を使用する場合、かかる第三者による使用は、上記に示した商標法第44条の文言の厳密な解釈に基づき、排他的権利の侵害とはみなされない。それゆえ当該商標権者は、「詐称通用」を根拠として訴訟を提起しなければならないが、詐称通用は立証が困難な場合が多い。

商標法第44条に基づき、商標権者は当該商標の登録対象である商品に関して当該商標を排他的に使用する権利を有するが、商標権者は、登録された指定商品

または指定役務に関して、商標局に登録された態様で当該商標を使用しなければならない。

## 提言

商標法第44条に基づき、登録商標の排他的権利の範囲が限定されているため、商標権者は、商品に関して保護を求めるだけでなく、当該商品の具体的な種類または分野の小売役務に関する商標を登録することが望ましい。そうすることにより、商標権者は自己の商標に対する十分な保護を受けられることとなる。

また、35類において所定の商品に関する小売役務を指定して出願する前に、35類だけでなく、当該商品が属する商品区分の商標調査も行うことが推奨される。なぜなら、審査官は当該商品に関する商品区分のクロスサーチも実施するためである。

小売役務に適用されるものと同じ概念が、卸売役務にも適用される。

(編集協力：日本技術貿易株式会社)